

# 容器包装リサイクル法 見直しに向けて

JAPAN STEEL CAN RECYCLING ASSOCIATION  
スチール缶リサイクル協会

平成16年9月28日

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会(第21回)  
産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会  
容器包装リサイクルWG(第9回)  
合同会合(第2回)

## 1 「容器包装リサイクル法」に対する評価

容器包装リサイクル法は何を目指した法律だったのか？

- 法のめざすところ =  
「収集物の出口問題の解決」

## 1 「容器包装リサイクル法」に対する評価

容器包装リサイクル法は何を目指した法律だったのか？

- 具体的な解決策 =  
「再商品化義務」

2

スチール缶リサイクル協会

## 1 「容器包装リサイクル法」に対する評価

容器包装リサイクル法は何を目指した法律だったのか？

分別収集によって  
廃棄物から資源とされる  
使用済み容器包装が増え、  
資源化が促進

当協会は、法の制定前より、家庭系スチール缶  
を対象に「分別収集」という資源化の手法を促進

3

スチール缶リサイクル協会

## 1 「容器包装リサイクル法」に対する評価

容器包装リサイクル法は何を目指した法律だったのか？

消費者、自治体、事業者ともに  
各々の役割を果たしつつ、  
法のめざすところを  
達成していると評価

4

スチール缶リサイクル協会

## EPR視点からの容器包装リサイクル法に対する評価

「EPR」とは、廃棄物と汚染の増加に対処し、資源効率を向上させる政策アプローチのひとつで、

- 使用済み製品の処理または処分に関して、生産者が、財政的及び／または物理的な相当程度の責任を受け入れ、
- このような責任を課すことにより、発生源で廃棄物を抑制し、環境適合型製品の設計を促進し、一般のリサイクル・資源管理目標の達成を促進することをめざす。

(OECDガイダンスマニュアル 平成13 = 2001年より)

5

スチール缶リサイクル協会

## EPR視点からの容器包装リサイクル法に対する評価

2つの責任とは…

- **物理的責任:**  
使用済み段階での製品の物理的  
管理の直接的・間接的責任
- **財政的責任:**  
廃棄物の処理コストの全部又は一部  
を支払う生産者の責任

6

スチール缶リサイクル協会

## EPR視点からの容器包装リサイクル法に対する評価

容器包装リサイクル法で求められる

「再商品化義務」

= 再資源化領域において

財務的 & 物理的責任の双方を負うこと

区分	負担	収集・運搬・保管	再資源化 (再商品化)
家庭系	財務的	自治体 責任範囲	事業者 責任範囲
	物理的		

7

スチール缶リサイクル協会

EPR視点からの容器包装リサイクル法に対する評価

- 製品設計の視点からは  
容器の薄肉化を促進
- 再資源化の促進を通じて廃棄物削減  
に貢献（最終処分場・処分費用の削減等）

容器包装リサイクル法は  
すでにEPRに即した法律である

8

スチール缶リサイクル協会

EPR視点からの容器包装リサイクル法に対する評価

- 事業者の責任をさらに拡大させると  
いうことは、自治体の責任領域を小  
さくすることであり、
- 足りない財源を事業者が単に埋める  
といった単純な問題ではない

9

スチール缶リサイクル協会

## 2 スチール缶の実績

### 法の制定前からの2つの取組み

- **リサイクルの入り口の整備**

有価物として市場に回すため、スチール缶の品質を向上させる集め方を、自治体や消費者・市民の方々とともに研究、提案

- **リサイクルの受け皿である出口の整備**

スチール缶スクラップのリサイクルが促進するよう、鉄鋼会社とともに調査・研究し、受け皿を確保

10

スチール缶リサイクル協会

自治体への支援:

「スチール缶リサイクリングマニュアル」の配布



11

スチール缶リサイクル協会